

サポート高松B2街区活用事業者募集の質疑に対する回答

| 質問番号 | 募集要項 関連ページ | 質問内容 | 回答内容 |
|------|---------------------|--|---|
| 1 | 4 | 5 活用の条件（4）について 「売却物件の引渡し後、原則として1年以内に事業に着手し、」とありますが、事業着手は具体的にどのような状況を指しているのかご教示ください。 | 事業の着手とは、実施設計、敷地調査及び建築工事の着手など、事業の実施に向けた具体的な作業を開始していることを指します。なお、例えば、実施設計の作成など、売却物件引渡し前に実施可能な取組みを行うことは差し支えありません。 |
| 2 | 5 | 6 契約上の主な条件等（2）②について 「建築確認申請前に設計図書等について、県の承認を得ること」とありますが、承認時に必要な図面などの内容と、手続きに要する期間について、お知らせ願います。 | 設計図書等に関する県の承認は、建築確認申請の内容と買受人が県に提出した提案書類等の内容が相違ないことを確認するものであり、提出が必要な設計図書等の内容については、売買契約後に県から買受人に対して書面で通知します。 また、手続きに要する期間は未定ですが、他の提案競技事例を参考に、1週間程度と想定しています（なお、当該期間には、設計図書等の不備による補正の期間等は含みません）。 |
| 3 | 7 | 9 応募登録（2）提出書類部数③について 法人の登記事項証明書（全部事項）に関して、履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書のどちらが必要でしょうか。 | 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書のいずれかを提出してください。 |
| 4 | 7 | 9 応募登録（2）提出書類部数④について 本県のにぎわい創出と交流人口の回復・拡大、ひいては県全体の活性化に取り組む為、複数の構成法人で提案する必要があると考えています。 法人連合体調書の提出、登録通知受領後、提案書作成段階にて、構成法人が追加となる場合、指定の書式を提出することで、追加できると考えてよろしいでしょうか。 | 応募登録申込書の記入内容に変更が生じた場合は、提案書類等の提出日の1週間前までに、文書により県に届け出て、承認を受ける必要があります。（募集要項P7 9 応募登録（5）参照） |
| 5 | 7 11～12 15～17 | 9 応募登録（2）提出書類及び部数①他について 提出書類の押印に関して、2021年4月以降入札書に関して押印不要との案内がホームページ上でありましたが、応募登録申込書の関係書類として印鑑証明書の提出が求められていることから、代表者名を記載する様式1、2、5、6、7については、押印が必要とのことでよろしいでしょうか。その他押印が必要な提出物がありましたら、ご指定いただけますでしょうか。 | 令和4年2月18日（金）までに提出していただく「提案書類等」において、押印が必要なものはありません。 |
| 6 | 8 | 11 契約の内容等に関する質疑の受付（3）質疑に対する回答について 「質疑に対する回答」で公表された内容に対して質疑を申し出たい場合に、再質疑等を通しての回答の場を設けていただくことは可能でしょうか。 | 再質疑は予定しておりません。 |
| 7 | 8 18～31 | 12 提案書類等提出（2）提案書類等の種類及び部数②、③について 様式内に（○○）、・○○、（注）○○、※○○等の表現で記載されている留意点等の文書は提案書作成の際には割愛してよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりのお取扱いで差し支えありません。 |

| 質問番号 | 募集要項 関連ページ | 質問内容 | 回答内容 |
|------|---------------|--|--|
| 8 | 8 36 | 12 提出書類等提出（2）提出書類等の種類及び部数④について 計画敷地北東側の臨港道路側に、車両の出入口を設けて施設の車両導線として計画することは可能でしょうか。可能な場合、留意すべき事項はありますでしょうか。 | 売却物件北東側の臨港道路側に車両出入口を設置するに当たっては、交差点など周辺の状態を踏まえ種々の制限がありますので、具体的な計画を作成の上、高松港管理事務所までお問い合わせください。 （お問合せ先：087-851-3442） |
| 9 | 8 33 | 12 提出書類等提出（2）提出書類等の種類及び部数⑤について 2 提案者の事業概要（3）有形固定資産償却概要に関して、「償却範囲額」とは償却限度額を記載することでよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 10 | 8 33 34 | 12 提出書類等提出（2）提出書類等の種類及び部数⑤について 2 提案者の事業概要（4）販売先の概要及び（5）仕入先の概要について、上位3社の販売先・仕入先については、営業上、契約上の秘匿に属することから個社名称・所在地・取引年数・販売額及び仕入額は非開示とさせていただきますたく、未記入でもよろしいでしょうか。 | 記入が必要となります。 なお、提出書類等の記載事項について、香川県情報公開条例に基づき、公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する場合等は、非公開情報として取り扱います。また、審査委員会の委員は、当該審査委員会における規定に基づき審査内容等についての秘密は保持します。 |
| 11 | 8 34 | 12 提出書類等提出（2）提出書類等の種類及び部数⑤について 2 提案者の事業概要（5）仕入先の概要について、原材料等の仕入先を記載とありますが、設備等の購入費及び修理費は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。もし設備等購入費（＝減価償却費）を含む場合、決算計上額と取引先の紐付きでの確認が難しいため、合計者数については未記載でよろしいでしょうか。 | 貴見のとおり設備等の購入費及び修理費は含まれません。 |
| 12 | 8 34 | 12 提出書類等提出（2）提出書類等の種類及び部数⑤について 4 主たる株主名簿について、有価証券報告書等においても株主と会社の関係について開示しておらず、未記載でもよろしいでしょうか。 | 記入が必要となります。 なお、提出書類等の当該記載事項について、香川県情報公開条例に基づき、公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する場合等は、非公開情報として取り扱います。また、審査委員会の委員は、当該審査委員会における規定に基づき審査内容等についての秘密は保持します。 |
| 13 | 8 35 | 12 提出書類等提出（2）提出書類等の種類及び部数⑤について 5 株式構成について、フォーマット区分での分類が難しく、区分自体を有価証券報告書等の区分へ変更することは可能でしょうか。フォーマット区分の変更が認められない場合、把握可能な区分のみへの記載でご了承いただけますでしょうか。 | 様式に定められた区分に基づき作成していただく必要があります。 |
| 14 | 9 | 13 選定方法（1）基本的な考え方について 審査委員会の委員は公表される予定でしょうか。 | 審査委員会の委員は、公表を予定しています。 |
| 15 | 10 | 15 基本協定の締結 及び 16 契約の締結等について 基本協定及び売買契約の契約項目もしくは契約骨子をご提示いただけますでしょうか。 | 基本協定及び売買契約の契約項目は、募集要項「6 契約上の主な条件等」に記載する条件を基本に、他の提案競技事例も参考にしながら今後決定する予定です。 |

| 質問番号 | 募集要項 関連ページ | 質問内容 | 回答内容 |
|------|---------------|---|---|
| 16 | 36 | 物件調書（2）について 売却物件の筆界点座標値及び周辺の図根点座標値をご開示いただけますでしょうか。 | 香川県土木部都市計画課において閲覧することができます。 なお、閲覧を希望する場合は、事前に同課にお問い合わせください。 （お問合せ先：087-832-3557） |
| 17 | 38 | 提案書類等作成要領3 全般的な留意事項について 買受人となる提案者氏名若しくは社名又は製品名等、提案者が判別できる表記を行わない前提で、提案者とは別の施設整備事業者名や運営事業者等の具体名を記載することは問題ございませんでしょうか。 | 貴見のとおりのお取扱いとして問題はありません。 |
| 18 | 38 39 | 提案書類等作成要領3 提案書類等の作成上の留意事項（1）提案概要書（様式8）、（2）活用計画提案書（様式9）、（3）施設計画図面、（4）添付資料について 「ファイルの表紙に登録番号を記載すること」とありますが、登録番号の記載は各様式のファイル表紙のみで様式中への記載は不要との認識でよろしいでしょうか。 | 提案概要書（様式8）、活用計画提案書（様式9）施設計画図面及び添付資料は、ファイルの表紙にのみ登録番号を記載してください。 なお、登録番号は、応募登録者に対して通知する「登録通知書」に記載します。 |
| 19 | 38 39 | 提案書類等作成要領3 提案書類等の作成上の留意事項（1）提案概要書（様式8）、（2）活用計画提案書（様式9）について 「定められた様式に沿って作成すること。様式の内容に沿って、各欄の大きさや枚数を変更することは差し支えない」とありますが、タイトルや大枠は着色等のデザイン変更を行ってもよろしいでしょうか。 | タイトルや大枠の着色等のデザイン変更は認めておりません。 |
| 20 | 39 | 提案書類等作成要領3 提案書類等の作成上の留意事項（3）施設計画図面①について 「施設整備等の内容を示す全体計画図、建物等平面図、立面図及び鳥観図等とする。」との記載がありますが、鳥観図については提案概要書（様式8）に掲載する鳥瞰図と同様のものと考えてよろしいでしょうか。 | 提案概要書（様式8）に掲載する鳥瞰図と同様のものでも差し支えありませんが、別途作成することも可能です。 |
| 21 | 40 | 提案書類等作成要領3 提案書類等の作成上の留意事項（3）施設計画図面③について 全体計画図、建物平面図についてもカラー表示で掲載してもよろしいでしょうか。また、引き出し線や囲み線、イラスト等を用いて図面に説明を加えてもよろしいでしょうか。 | 貴見のとおりのお取扱いで差し支えありません。 |
| 22 | 別冊1 3 | 審査基準（別冊1）表6-1について 審査内容の各項目に対して①～②ないし③までの小項目がありますが、小項目毎の配点内訳はありますでしょうか。 | 審査基準（別冊1）は、県が設置する審査委員会において検討・決定するものであり、お尋ねの各項目における採点方法についても、他の提案競技事例も参考にしながら今後審査委員会において決定する予定です。 |